

南部町公告第2号

南部町包括業務の公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について

南部町包括業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和2年1月31日

南部町長 工 藤 祐 直

1 業務概要

- (1) 業務名 南部町包括業務
- (2) 業務内容 南部町包括業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 参加資格要件

南部町包括業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の参加資格を有する者は、公募型プロポーザル参加申込書提出期限時点において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 公告の時点で、南部町の入札参加資格名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定または再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (5) 過去に国または地方公共団体の行政事務等の包括的な業務委託の実績を有し、現在も受託していること。

なお、包括的な業務委託とは、同一の団体内で次に例示する2以上の業務を併せて委託することをいう。

- ①バス・スクールバス等の公用車運転管理業務
 - ②施設の清掃等維持管理業務
 - ③窓口受付業務
 - ④レセプト点検業務
 - ⑤宿日直業務
- (6) プライバシーマーク使用許諾またはI SMSの認証を受けている者であること。

- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 青森県内に本社（店）、支社（店）、営業所を有していること。

3 実施スケジュール

期日	内容
令和2年1月31日（金）	公募開始
令和2年2月7日（金）	参加申込書提出期限
	質問書の提出期限
令和2年2月12日（水）	質問に対する回答
令和2年2月17日（月）	業務提案書提出期限
令和2年2月20日（木）	1次審査（書類審査）
令和2年2月21日（金）	1次審査結果通知
令和2年2月27日（木）	2次審査（プレゼンテーション）
令和2年2月28日（金）	2次審査結果通知
令和2年3月上旬	契約締結

5 実施要領等の配布方法

- (1) 実施要領等の本プロポーザルに参加するために必要となる書類は、町ホームページ上で交付する。
- (2) 町ホームページのURLは次のとおり。
<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/>

6 その他

詳細は、別紙「プロポーザル実施要領」による。

7 提出手続及び問合せ先

南部町 総務課 総務班

〒039-0892 青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿23-1

電話 0178-84-2111 FAX 0178-84-4404

E-mail somu@town.aomori-nanbu.lg.jp